

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 蔵田 昌俊 様 であて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門一丁目三番二号 勸銀不二 屋ビル六階 鈴榮特許総合事務所内		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 04.02.2014	
出願人又は代理人 の書類記号 13S1039PCT		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2013/083445	国際出願日 (日.月.年) 13.12.2013	優先日 (日.月.年) 13.12.2012	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B6/03(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社 東芝			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 22.01.2014			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 南川 泰裕 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2Q	4843

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-18	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-18	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-18	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2006-305204 A (株式会社モリタ製作所) 2006. 11. 09,
 段落【0045】～【0047】、【0054】 (ファミリーなし)
 文献2 : JP 2007-195970 A (シーメンス アクチエンゲゼルシャフト) 2007. 08. 09,
 段落【0021】～【0023】
 & US 2007/0237295 A1 & DE 102006003609 A & CN 101006928 A

請求項1、8～9、17～18に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から進歩性を有しない。文献1 (特に段落【0045】～【0047】、【0054】を参照) には、始めに大きな再構成領域をボクセルサイズを大きく設定して粗く再構成して、関心領域を選択して、CT画像の拡大/縮小の際に画像処理の処理負荷を小さくするために、拡大/縮小の途中では元の画像より粗く画像を表示し、拡大/縮小の最終段階では元の画像と同様の細かさで画像を表示して、関心領域の画像をその領域のみボクセルサイズを小さく設定してより詳細に再構成するCT画像表示装置の発明が記載されている。請求項1に係る発明と、文献1に記載された発明とを対比すると、文献1には、「拡大/縮小の途中」において「元の画像より粗く画像を表示」することは記載されているが「第1の画像の一部を拡大表示」することは明記されていないという点で、両者は相違する。しかしながら文献1に記載された発明において、「拡大/縮小の途中での画像処理の処理負荷を小さくする」ために、処理負荷が小さい拡大/縮小方法として、元の画像の画素を単純に拡大/縮小して表示することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項2～5、10～14に係る発明は、文献1より進歩性を有しない。文献1に記載された発明において、どのような条件でどのような範囲を「ボクセルサイズを小さく設定してより詳細に再構成」するかは当業者が適宜設計すべき事項であり、請求項2～5、10～14のように構成することに格別の効果は認められない。

請求項6～7、15～16に係る発明は、文献1及び国際調査報告で引用された文献2より進歩性を有しない。文献2の段落【0021】～【0023】には、概観画像の低い分解能の表示を観察している待機時間中に、高い分解能の算出をすることで、範囲の移動とその拡大表示を高速で行えることが記載されている。